

土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、市が発行する「広報つちうら」（以下「市広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 市広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）の規格、掲載位置等は、別紙土浦市「広報つちうら」広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによるものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、市広報紙の発行1号単位とする。ただし、年度を越えて掲載することはできない。

(広告の掲載の募集)

第4条 広告の掲載の募集方法は、市広報紙及びホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 広告の掲載を申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市「広報つちうら」広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、広告に掲載する原稿（以下「広告掲載原稿」という。）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を決定し、土浦市「広報つちうら」広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、要綱第6条の土浦市広告審査委員会において、申込者から提出された書類等に基づき、広告の掲載者を選定する。

4 第2項の規定により広告の掲載者に選定された者（以下「広告主」という。）は、承諾書（様式第3号）に必要な事項を記入し、速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、

次に掲げる順位により決定する。ただし、同順位に複数の申込みがあるときは、先着順とする。

- (1) 公社，公団，公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある法人で，市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の法人又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) 前 2 号に掲げるもの以外の法人又は自営業者等

6 第 1 項の規定による広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載原稿の作成及び提出)

第 6 条 広告主は、前条第 1 項の広告掲載原稿を市長が別に指定する記録媒体に記録し、当該広告を掲載する市広報紙の発行日の 30 日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料は、別表に定めるところによる。

2 広告主は、市長が指定する日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 8 条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 広報紙の編成上、市の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 市長が正当な事由があると認めるとき。

(広告の掲載内容の変更及び取止め)

第 9 条 広告主が、広告の掲載内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、土浦市広報つちうら広告掲載内容（変更・取止め）届出書（様式第 4 号）に必要事項を記入し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り止めるときには、既に納付した広告の掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 市長は、要綱第 3 条及び基準要項に定めるもののほか、広告主が

次のいずれかに該当するときには，広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により，広告の掲載の決定を受けたとき。
- (2) 市長が指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (3) 市長が指定する日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき。

2 市長は，前項の規定により広告の掲載の取消しを決定したときは，土浦市広報つちうら広告掲載取消決定通知書（様式第 5 号）により，広告主に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により，広告の掲載の決定を取り消したときは，既に納入した広告掲載料は，返還しないものとする。ただし，取り消しの決定を受けた翌月以降の既納入の広告の掲載料については返還するものとする。

4 第 3 項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

（広告主の責務）

第 1 1 条 広告主は，広告の掲載内容に関し，一切の責任を負うものとする。

2 広告主は，広告の掲載により，第三者に損害を与えた場合は，広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか，広告の取扱いに関し必要な事項は，仕様書に定めるものとする。

付 則

この要領は，平成 2 0 年 1 月 1 6 日から施行する。

別表

広告掲載料

広告掲載部分	規 格	広告掲載料 / 号
最下段半枠	縦 4 . 5 5 cm × 横 8 . 5 8 cm	1 5 , 0 0 0 円
最下段全枠	縦 4 . 5 5 cm × 横 1 7 . 6 7 cm	3 0 , 0 0 0 円

土浦市「広報つちうら」広告掲載申込書

(申込先)土浦市長

住所又は所在地
 法人名又は団体名
 氏 名
 電 話
 F A X
 電子メールアドレス

(団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱い要領を承認し、下記のとおり申し込みます。

記

広告の内容			
掲載希望の (にレ印)	縦 4.55 cm × 横 8.58 cm (15,000 円) 縦 4.55 cm × 横 17.67 cm (30,000 円)		
掲載希望月 (にレ印)	1 回掲載	掲載月 (月中旬号)	
	複数回掲載	4 月中旬号 5 月中旬号 6 月中旬号 7 月中旬号 8 月中旬号 9 月中旬号	1 0 月中旬号 1 1 月中旬号 1 2 月中旬号 1 月中旬号 2 月中旬号 3 月中旬号
添 付 書 類			

申込みの提出により、掲載が決定されるものではありません。掲載の可否(掲載月)については、別途御連絡いたします。

平成 年 月 日

様

土浦市長

土浦市「広報つちうら」広告掲載可否決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった「広報つちうら」への広告掲載につきましては、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 広告掲載 掲載します。

掲載しません。

(理由)

2 掲載枠数 全枠・半枠

3 掲載月 平成 年 月中旬号

4 掲載料 円

5 納付期限(方法) 同封の納付書により 月 日までに、指定の場所でお支払いください。

6 その他

- ・掲載するページの指定はできません
- ・版下原稿は、掲載を希望する号の発行日の30日前までに必ず提出してください。
- ・広告掲載の決定を受けた者は、土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項、及びこの要領の規定を遵守してください。

様式第3号(第6条関係)

平成 年 月 日

承諾書

(届出先)土浦市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

土浦市「広報つちうら」広告掲載に当たり、次の内容について承諾します。

件名	
掲載場所	頁最下段 全枠・半枠
掲載料	円
掲載料納入期限	年 月 日()
原稿のサイズ	縦 cm×横 cm
原稿の色	1色(黒色)
原稿の提出	掲載号の発行日の30日前
その他	1 広告の内容については、土浦市の指示に従います。 2 広告の掲載に当たっては、土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載 詳細基準要項、及び要領の規定を遵守します。

様式第4号(第10条関係)

平成 年 月 日

(申請先)土浦市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

土浦市「広報つちうら」広告掲載内容等変更申請書

土浦市「広報つちうら」広告掲載取扱要領第10条の規定に基づき広告の内容等を変更
したいので、次のとおり申請します。

記

1 変更する内容

2 変更理由

3 添付資料

広告原稿

その他

様式第5号(第11条関係)

平成 年 月 日

様

土浦市長

土浦市「広報つちうら」広告掲載取消決定通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

1 取消区分

掲載料が未納
広告原稿が未提出
広告又は広告内容が不適當
その他
理由

2 取消年月日 年 月 日

3 掲載料

返還なし

返還あり 円

別 紙

土浦市「広報つちうら」広告掲載仕様書

- 1 広報つちうらの内容について
名 称 / 広報つちうら
規 格 / A 4 版
掲載月 / 4 月～翌年 3 月（中旬号）
配布対象者 / 市内全世帯
配布方法 / 自治会組織を通じて配布，その他市の公共施設及び市内金融機関等に配置している。
- 2 有料広告について
掲載期間 / 4 月～翌年 3 月（中旬号）
掲載面 / 「情報ひろば」最下段
規格及び広告掲載料 / 1 号 1 枠当たり

広告掲載位置	規 格		広告掲載料
最下段半枠	1 色刷り	縦 4.55 cm × 横 8.58 cm	15,000 円
最下段全枠	黒色	縦 4.55 cm × 横 17.67 cm	30,000 円

申込方法等 /

- (1) 広告の掲載を希望する方は、「広報つちうら」広告掲載申込書（様式第 1 号）を記入の上，市税納税状況を確認できるもの（納税証明書又は市税領収証書【写し可】），広告内容（デザイン等）の資料を添えて申し込み期限までに郵送又は持参してください。
 - (2) 提出された申込書は，土浦市広告審査委員会において広告の掲載者を選定し，土浦市「広報つちうら」広告掲載可否決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知します。
 - (3) 広告掲載決定の通知書を受け取られましたら，指定の期日までに承諾書を提出してください。また，掲載する広告の原稿（版下）は，申込者が作成し，発行日の 30 日前までに提出してください。
 - (4) 広告掲載の決定を受けた方（以下「広告主」という。）は，発行日の 30 日前までに，広告料を納入してください。
- 広告掲載の受付 / 広告の受付は，郵送又は窓口で受け付けますが，申込者が募集する枠数を超えた場合には，要領第 6 条第 5 号の規定により抽選とします。
- 広告できない業種・基準 / 土浦市広告掲載要綱及び土浦市広告掲載詳細基準要項で規定するものは，掲載いたしません。
- その他 / この仕様書に定めのないものについては，別途協議するものとする。

問い合わせ先：〒300 - 8686
土浦市大和町9-1
土浦市市長公室広報広聴課
(電話)029 - 826 -1111 (内線 2331)